

に附則第九十五条の規定

四 第一条中所得税法第二百三十一条の二の改正規定及び附則第八条の規定 平成二十五年一月一日

五 第十九条中租税特別措置法第三十七条の十四の改正規定 平成二十六年一月一日

六 附則第一百一条の規定 預金保険法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十五号）の施行の日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第八条までにおいて「新所得税法」という。）の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（給与所得及び退職所得に関する経過措置）

第三条 新所得税法第二十八条及び第三十条の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（給与所得者の特定支出の控除の特例に関する経過措置）

第四条 新所得税法第五十七条の二第一項及び第二項の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（扶養控除に関する経過措置）

第五条 新所得税法第八十四条第一項及び第八十五条第三項の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第六条 新所得税法第九十条の規定及び新所得税法別表第二から別表第五までの規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき新所得税法第八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第九条まで、第四十一条及び第四十三条において「旧所得税法」

という。) 第八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第九十四条第一項、第九十五条の二第一項及び第九十五条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する新所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書、新所得税法第九十五条の二第二項に規定する給与所得者の配偶者特別控除申告書及び新所得税法第九十五条の三第三項に規定する給与所得者の成年扶養親族に係る申告書について適用する。

(退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第七条 新所得税法第二百一条の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき新所得税法第九十九条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第九十九条に規定する退職手当等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百三条第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する退職所得の受給に関する申告書について適用する。

(事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等に関する経過措置)

第八条 新所得税法第二百三十一条の二の規定は、平成二十五年一月一日以後において同条第一項に規定する者に該当する者について適用し、同日前に旧所得税法第二百三十一条の二第一項又は第三項に規定する者に該当する者のこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

(所得税に関する調査の当該職員の質問検査等に関する経過措置)

第九条 平成二十三年十二月三十一日以前に旧所得税法第二百三十四条第一項各号に掲げる者に対して行った質問又は検査(同日後引き続き行われる調査(同日以前に同項第一号又は第二号に掲げる者に対して当該調査に係る同項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。))に係るものを含む。)については、なお従前の例による。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という。)の規定は、法人(新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人

の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(受取配当等の益金不算入等に関する経過措置)

第十一条 新法人税法第二十三条第七項並びに第二十三条の二第三項及び第四項の規定は、施行日以後に確定申告書等(新法人税法第七十一条第一項の規定による申告書で新法人税法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び新法人税法第七十四条第一項の規定による申告書をいう。以下附則第十七条までにおいて同じ。)の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(寄附金の損金不算入に関する経過措置)

第十二条 新法人税法第三十七条第九項及び第十項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(貸倒引当金に関する経過措置)

第十三条 法人の施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(次項及び第三項において「経過措置事業年度」という。)の所得の金額の計算については、第二条の規定による改正前の法人税法(以下「旧法人税法」という。)

(第五十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは、施行日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の四分の三に相当する金額」と、同年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の四分の二に相当する金額」と、同年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の四分の一に相当する金額」とする。

2| 法人が経過措置事業年度において新法人税法第五十二条第一項に規定する個別評価金銭債権につき同項又は同条第五項の規定の適用を受ける場合の当該個別評価金銭債権については、その適用を受ける経過措置事業年度においては、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二条第一項及び第五項の規定は、適用しない。

3| 法人が新法人税法第五十二条第二項又は第六項の規定の適用を受ける経過措置事業年度においては、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二条第二項及び第六項の規定は、適用しない。

4| 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二条第一項又は第二項の規定により法人の平成二十六年四月一日以後最初に開始する事業年度の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額は、当該最初に開始する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5| 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二条第八項に規定する合併法人等の平成二十六年四月一日以後に開始する事業年度において当該合併法人等が同項の規定により引継ぎを受けた貸倒引当金勘定の金額又は同条第五項に規定する期中個別貸倒引当金勘定の金額若しくは同条第六項に規定する期中一括貸倒引当金勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6| 第一項の場合において、第十九条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第五十五条第二十六項及び第五十八条第十四項の規定の適用については、これらの規定中「法人税法」とあるのは、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法」とする。

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置）

第十四条 新法人税法第五十七条（第一項ただし書、第五項及び第十一項を除く。）

及び第五十八条（第一項ただし書、第三項及び第六項を除く。）の規定は、法人の平成二十年四月一日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の同日前に終了した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

2| 施行日前に次の各号に掲げる事実が生じた法人の施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「改正事業年度」という。）から当該各号に掲げる事実の区分に應じ当該各号に定める日の属する事業年度までの各事業年度の所得に係る新法人税法第五十七条第一項ただし書及び第五十八条第一項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「所得の金額」とする。

- 一 更生手続開始の決定があったこと（改正事業年度開始の日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。） 当該更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後七年を経過する日（改正事業年度開始の日から当該七年を経過する日の前日までの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日）
- イ 当該更生手続開始の決定を取り消す決定の確定
- ロ 当該更生手続開始の決定に係る更生手続廃止の決定の確定
- ハ 当該更生手続開始の決定に係る更生計画不認可の決定の確定
- 二 再生手続開始の決定があったこと（改正事業年度開始の日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。） 当該再生手続開始の決定に係る再生計画認可の決定の日以後七年を経過する日（改正事業年度開始の日から当該七年を経過する日の前日までの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日）
- イ 当該再生手続開始の決定を取り消す決定の確定
- ロ 当該再生手続開始の決定に係る再生手続廃止の決定の確定
- ハ 当該再生手続開始の決定に係る再生計画不認可の決定の確定
- ニ 当該再生手続開始の決定に係る再生計画取消しの決定の確定
- 三 前二号に掲げる事実に基づき政令で定める事実 当該事実が生じた日以後七年を経過する日
- 3 前項の規定は、確定申告書等（期限後申告書を含む。次項において同じ。）、修正申告書又は更正請求書に施行日前に前項各号に掲げる事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り、適用する。
- 4 税務署長は、前項の書類の添付がない確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の提出があった場合においても、その添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入に関する経過措置）

第十五条 新法人税法第五十九条第四項及び第五項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（協同組合等の事業分量配当等の損金算入に関する経過措置）

第十六条 旧法人税法第六十条の二第一項の協同組合等の旧法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限が施行日前に到来した法人税については、なお従前の例による。

(所得税額の控除等に関する経過措置)

第十七条 新法人税法第六十八条第三項及び第六十九条第十項から第十二項までの規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例に関する経過措置)

第十八条 新法人税法第八十条の二の規定は、施行日以後に新法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限が到来する法人税についての新法人税法第八十条の二に規定する更正の請求について適用し、施行日前に旧法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限が到来した法人税についての旧法人税法第八十条の二に規定する更正の請求については、なお従前の例による。

(連結事業年度における貸倒引当金に関する経過措置)

第十九条 連結法人の施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の連結所得の金額の計算については、新法人税法第八十一条の三第一項中「(各事業年度の所得の金額の計算)の規定」とあるのは、「(各事業年度の所得の金額の計算)及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第十三条第一項(貸倒引当金に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第五十二条(貸倒引当金)の規定」とする。

2| 連結法人の連結事業年度の期間を新法人税法第二十二条第一項の事業年度として附則第十三条第四項又は第五項の規定により当該事業年度の所得の金額を計算するものとした場合に益金の額となる金額は、新法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額に含まれるものとする。

3| 第一項の場合において、新租税特別措置法第六十八条の四十三第二十一項及び第六十八条の六十一第十三項の規定の適用については、これらの規定中「法人税法」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)以下この項において「改正法」という。附則第十九条第一項の規定により読み替えられた法人税法」と、「同法」とあるのは「改正法附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有する

ものとされる改正法第二条の規定による改正前の法人税法」とする。

(連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する経過措置)

第二十条 新法人税法第八十一条の四第七項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等(新法人税法第八十一条の十九第一項の規定による申告書で新法人税法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び新法人税法第八十一条の二十第一項の規定による申告書をいう。以下附則第二十三条までにおいて同じ。)の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結事業年度における寄附金の損金不算入に関する経過措置)

第二十一条 新法人税法第八十一条の六第六項において準用する新法人税法第三十七条第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結欠損金の繰越しに関する経過措置)

第二十二条 新法人税法第八十一条の九(第一項ただし書及び第八項を除く。)の規定は、連結法人の平成二十年四月一日以後に終了した連結事業年度において生じた連結欠損金額について適用し、連結法人の同日前に終了した連結事業年度において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。

2 施行日前に次の各号に掲げる事実が生じた連結親法人の施行日以後最初に開始する連結事業年度(以下この項において「改正連結事業年度」という。)から当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日の属する連結事業年度までの各連結事業年度の連結所得に係る新法人税法第八十一条の九第一項ただし書の規定の適用については、同項第一号ロ中「連結所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「連結所得の金額」とする。

一 更生手続開始の決定があったこと(改正連結事業年度開始の日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。)
当該更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後七年を経過する日(改正連結事業年度開始の日から当該七年を経過する日の前日までの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日)

イ 当該更生手続開始の決定を取り消す決定の確定

ロ 当該更生手続開始の決定に係る更生手続廃止の決定の確定
ハ 当該更生手続開始の決定に係る更生計画不認可の決定の確定

二 再生手続開始の決定があったこと（改正連結事業年度開始の日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。） 当該再生手続開始の決定に係る再生計画認可の決定の日以後七年を経過する日（改正連結事業年度開始の日から当該七年を経過する日の前日までの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日）

イ 当該再生手続開始の決定を取り消す決定の確定

ロ 当該再生手続開始の決定に係る再生手続廃止の決定の確定

ハ 当該再生手続開始の決定に係る再生計画不認可の決定の確定

ニ 当該再生手続開始の決定に係る再生計画取消しの決定の確定

三 前二号に掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実 当該事実が生じた日以後七年を経過する日

3 前項の規定は、連結確定申告書等（期限後申告書を含む。次項において同じ。）修正申告書又は更正請求書に施行日前に前項各号に掲げる事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の書類の添付がない連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の提出があった場合においても、その添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

（連結事業年度における所得税額の控除等に関する経過措置）

第二十三条 新法人税法第八十一条の十四第二項及び第八十一条の十五第九項から第十一項までの規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（前連結事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例に関する経過措置）

第二十四条 新法人税法第八十二条の規定は、施行日以後に新法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が到来する法人税についての新法人税法第八十二条に規定する更正の請求について適用し、施行日前に旧法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が到来した法人税についての旧法人税法第八十二条に規定する更正の請求については、なお従前の例による。

〔法人税に関する調査の当該職員の問題検査等に関する経過措置〕

第二十五条 平成二十三年十二月三十一日以前に法人に対して行った旧法人税法第百五十三条（旧法人税法第百五十五条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による質問又は検査（同日後引き続き行われる調査（同日以前に当該法人に対して当該調査に係る旧法人税法第百五十三条の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この条において「経過措置調査」という。）に係るものを含む。）及び旧法人税法第百五十四条第一項又は第二項（旧法人税法第百五十五条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に対して同日以前に行った旧法人税法第百五十四条第一項又は第二項の規定による質問又は検査（当該経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

〔相続税法の一部改正に伴う経過措置の原則〕

第二十六条 第三条の規定による改正後の相続税法（以下附則第三十条までにおいて「新相続税法」という。）の相続税に関する規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、施行日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

2 新相続税法の贈与税に関する規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十三年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

〔配偶者に対する相続税額の軽減等に関する経過措置〕

第二十七条 新相続税法第十九条の二、第二十一条の六、第三十二条及び第三十六条の規定は、施行日以後に新相続税法第二十七条又は第二十八条の規定による申告書の提出期限が到来する相続税又は贈与税について適用し、施行日前に第三条の規定による改正前の相続税法（以下附則第三十一条まで、第四十一条及び第八十五条第二項において「旧相続税法」という。）第二十七条又は第二十八条の規定による申告書の提出期限が到来した相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

(未成年者控除に関する経過措置)

第二十八条 新相続税法第十九条の三第一項の規定に該当する者が、その者又は同条第二項に規定する扶養義務者の施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について旧相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について同条第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額(二回以上旧相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の三第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額)から既に旧相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項又は新相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

(障害者控除に関する経過措置)

第二十九条 新相続税法第十九条の四第一項の規定に該当する同項に規定する障害者が、その者又は同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項に規定する扶養義務者の施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について旧相続税法、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)第三十三条の規定による改正前の相続税法、所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第九号)第三条の規定による改正前の相続税法、相続税法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十五号)による改正前の相続税法又は相続税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第六号)による改正前の相続税法(以下この条において「旧法」と総称する。)第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について新相続税法第十九条の四第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額(二回以上旧法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の四第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額)から既に旧法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用

する旧法第十九条の第三第二項又は新相続税法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する新相続税法第十九条の第三第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

〔贈与税の税率に関する経過措置〕

第三十条 平成二十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に贈与により財産を取得する者の当該贈与により取得する財産に係る贈与税については、新相続税法第二十一条の七の規定にかかわらず、その者の選択により、旧相続税法第二十一条の七の規定を適用することができる。

〔相続税又は贈与税に関する調査等の当該職員の質問検査等に関する経過措置〕

第三十一条 平成二十三年十二月三十一日以前に旧相続税法第六十条第一項又は第二項の規定により同条第一項各号に掲げる者又は同条第二項の公証人に対して行った質問、検査又は閲覧の要求（同日後引き続き行われる調査又は徴収（同日以前に同条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対して当該調査又は徴収に係る同項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

〔登録免許税法の一部改正に伴う経過措置〕

第三十二条 第五条の規定による改正後の登録免許税法の規定は、施行日以後に受ける登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下この条において「登記等」という。）に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記等に係る登録免許税については、なお従前の例による。

〔消費税法の一部改正に伴う経過措置〕

第三十三条 第六条の規定による改正後の消費税法（以下この項において「新消費税法」という。）第五十六条の規定は、施行日以後に消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限が到来する消費税についての新消費税法第五十六条に規定する更正の請求について適用し、施行日前に消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（同法第四十六条第一項の規定による申告書にあっては、当該申告書に係る同法第十九条に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過する日）が到来した消費税についての第六条の規定による改正前の消費税法（次項及び附則第四十一条において「旧消費税法」という。）第五十六条に規定する更正の請

求については、なお従前の例による。

- 2| 平成二十三年十二月三十一日以前に旧消費税法第六十二条第一項一号に掲げる者又は同条第三項に規定する課税貨物を保税地域から引き取る者に対して行った同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第三項の規定による質問又は検査（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同条第一項又は第三項の規定による質問又は検査を行っていたものに限り。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを含む。）及び同条第一項第二号に掲げる者又は同条第三項に規定する金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者若しくは金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者に対して同日以前に行った同条第一項又は第三項の規定による質問又は検査（当該経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

（酒税法等の一部改正に伴う経過措置）

- 第三十四条 平成二十三年十二月三十一日以前に第七条の規定による改正前の酒税法（以下「旧酒税法」という。）第五十三条第一項第一号から第四号まで若しくは第三項に規定する者又は同条第四項に規定する団体に対して行った同条の規定による質問、検査、採取、移動の禁止又は封かん（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者又は団体に対して当該調査に係る同条の規定による質問、検査、採取、移動の禁止又は封かんを行っていたものに限り。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。
- 2| 平成二十三年十二月三十一日以前に第八条の規定による改正前のたばこ税法（以下「旧たばこ税法」という。）第二十七条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限り。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。
- 3| 平成二十三年十二月三十一日以前に第九条の規定による改正前の揮発油税法（以下「旧揮発油税法」という。）第二十六条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限り。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。
- 4| 平成二十三年十二月三十一日以前に第十条の規定による改正前の地方揮発油税法（以下「旧地方揮発油税法」という。）第十四条の二第一項各号に規定する者に対

して行った同項の規定による質問、検査又は採取（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

5| 平成二十三年十二月三十一日以前に第十一条の規定による改正前の石油ガス税法（以下「旧石油ガス税法」という。）第二十六条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

6| 平成二十三年十二月三十一日以前に第十二条の規定による改正前の石油炭税法（以下「旧石油炭税法」という。）第二十三条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

7| 平成二十三年十二月三十一日以前に第十三条の規定による改正前の航空機燃料税法（以下「旧航空機燃料税法」という。）第十九条第一項に規定する航空機の所有者等に対して行った同項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による質問又は検査（同日後引き続き行われる調査（同日以前に当該航空機の所有者等に対して当該調査に係る同条第一項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを含む。）及び同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する航空機燃料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し当該航空機の所有者等と取引があると認められる者に対して同日以前に行った同条第二項の規定による質問又は検査（当該経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

8| 平成二十三年十二月三十一日以前に第十四条の規定による改正前の電源開発促進税法（以下「旧電源開発促進税法」という。）第十二条第一項に規定する一般電気事業者に対して行った同項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による質問又は検査（同日後引き続き行われる調査（同日以前に当該一般電気事業者に対して当該調査に係る同条第一項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを含む。）及び同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する電気を供給したと認められる者その他自己

の事業に關し当該一般電気事業者と取引があると認められる者に対して同日以前に行つた同条第二項の規定による質問又は検査（当該経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

（自動車重量税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 第十五条の規定による改正後の自動車重量税法第十六条第一項の規定は、施行日以後に同項各号のいずれかに該当することとなる場合における当該各号に掲げる自動車重量税の額について適用し、施行日前に当該各号のいずれかに該当することとなった場合における当該各号に掲げる自動車重量税の額については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条 平成二十三年十二月三十一日以前に第十六条の規定による改正前の印紙税法（以下「旧印紙税法」という。）第二十一条第一項各号に規定する者に対して行つた同項の規定による質問又は検査（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問又は検査を行つていたものに限る。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2 平成二十三年十二月三十一日以前に提出された旧印紙税法第二十一条第一項第一号に規定する物件又は同項第二号に規定する課税文書若しくはその写しに係る同項の規定による留置きについては、なお従前の例による。

（納税者権利憲章の作成及び公表に關する経過措置）

第三十七条 第十七条の規定による改正後の国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に關する法律（以下「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に關する法律」という。）第四条に規定する納税者権利憲章は、平成二十四年一月一日に公表するものとする。

（更正の請求に關する経過措置）

第三十八条 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に關する法律第二十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する法定申告期限が到来する国税について適用し、施行日前に第十七条の規定による改正前の国税通則法（以下「旧国税通則法」という。）第二十三条第一項に規定する法定申告期限が到来した国税については、なお従前の例による。

(国税の更正の期間制限に関する経過措置)

第三十九条 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十条第一項(同項第一号に係るものに限る。)、及び第三項の規定は、施行日以後に同条第一項に定める期限又は日が到来する国税について適用し、施行日前に旧国税通則法第七十条第一項に定める期限又は日が到来した国税については、なお従前の例による。

2 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十条第二項の規定は、法人の平成二十年四月一日以後に終了した事業年度又は連結事業年度において生じた国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第六号ハに規定する純損失等の金額について適用し、法人の同日前に終了した事業年度又は連結事業年度において生じた旧国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額については、なお従前の例による。

(国税の徴収権の消滅時効に関する経過措置)

第四十条 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十条第一項(国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十条第三項に係る部分に限る。)、の規定は、施行日以後に国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十条第一項に定める期限又は日が到来する国税について適用し、施行日前に旧国税通則法第七十条第一項に定める期限又は日が到来した国税については、なお従前の例による。

(当該職員の質問検査等に関する経過措置)

第四十一条 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の二から第七十四条の六まで、第七十四条の八(国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に係る部分を除く。)、第七十四条の九から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十三(国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の十二に係る部分を除く。)、の規定は、平成二十四年一月一日以後に国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九第四項第一号に規定する納税義務者又は同項第二号に規定する調書等の提出義務者に対して行う同条第一項に規定する質問検査等(同日前から引き続き行われている調査又は徴収(同日前にこれらの者に対して当該調査又は徴収に係る旧所得税法第二百三十四条、旧法人税法第百五十

三條、旧法人税法第百五十五條において準用する旧法人税法第百五十三條、旧相続税法第六十條、第四條の規定による改正前の地価税法第三十六條、旧消費税法第六十二條、旧酒税法第五十三條、旧たばこ税法第二十七條、旧揮発油税法第二十六條、旧地方揮発油税法第十四條の二、旧石油ガス税法第二十六條、旧石油石炭税法第二十三條、旧航空機燃料税法第十九條、旧電源開発促進税法第十二條又は旧印紙税法第二十一條の規定による質問、検査、閲覧の要求、採取、移動の禁止又は封かんを行つていたものに限る。以下この条において「経過措置調査等」という。）に係るものを除く。）及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四條の九第四項第三号に規定する納税義務者の取引先等に対して同日以後に行う同条第一項に規定する質問検査等（当該経過措置調査等に係るものを除く。）について適用する。

2) 施行日から平成二十三年十二月三十一日までの間における国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四條の十三の規定の適用については、同条中「第七十四條の二から第七十四條の六まで（当該職員の質問検査権）」の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求、閲覧の要求、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施をする場合又は前条」とあるのは、「前条第六項又は第七項」とする。

（提出物件の留置きに関する経過措置）

第四十二條 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四條の七及び第七十四條の八（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四條の七に係る部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四條の七に規定する物件について適用する。

（行政手続法の適用除外に関する経過措置）

第四十三條 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四條の十四第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした旧国税通則法第七十四條の二第一項に規定する行為については、なお従前の例による。ただし、旧所得税法第二百三十一條の二第一項に規定する居住者又は非居住者であつて平成二十四年において同項の規定の適用を受けない者（平成十九年から平成二十三年までのいずれかの年において同項の規定の適用を受けた者を除く。）について平成二十四年一月一日から同年十二月三十

一日までの間にする同項に規定する不動産所得、事業所得又は山林所得に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十八条第一項に規定する更正又は決定及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十九条に規定する加算税に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十二条第五項に規定する賦課決定については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の十四第一項（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第八条又は第十四条の規定による理由の提示に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条 第十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約等実施特例法」という。）第七条の規定は、平成二十三年分以後の所得税又は施行日以後に新法人税法第七十四条第一項若しくは第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が到来する法人税について適用し、平成二十二年分以前の所得税又は施行日前に旧法人税法第七十四条第一項若しくは第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

2| 新租税条約等実施特例法第九条第一項及び第三項（第二項に係る部分を除く。）並びに第十条の規定は、平成二十四年一月一日以後に新租税条約等実施特例法第九条第一項に規定する対象者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該対象者に対して当該調査に係る第十八条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この項において「旧租税条約等実施特例法」という。）第九条第一項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項及び第四項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧租税条約等実施特例法第九条第一項に規定する要請において特定された者に対して行った同項の規定による質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

3| 新租税条約等実施特例法第九条第二項及び第三項（第二項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される同条第二項に規定する物件について適用する。

4| 新租税条約等実施特例法第九条第四項の規定は、平成二十四年一月一日以後に同

条第一項に規定する対象者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（経過措置調査に係るものを除く。）について適用する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第四十五条 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第二章の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例等に関する経過措置）

第四十六条 新租税特別措置法第九条の四の二第三項及び第五項、第二十九条の二第八項及び第十項、第二十九条の三第七項及び第九項、第三十七条の十一の三第十一項及び第十三項並びに第四十一条の二第二十四項及び第二十六項の規定は、平成二十四年一月一日以後にこれらの規定に規定する調査又は報告書を提出する義務がある者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該義務がある者に対して当該調査に係る第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の四の二第三項、第二十九条の二第八項、第二十九条の三第七項、第三十七条の十一の三第十一項又は第四十一条の二第二十四項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この条において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前にこれらの規定に規定する調査又は報告書を提出する義務がある者に対して行ったこれらの規定による質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第九条の四の二第四項、第六項（第四項に係る部分に限る。）及び第八項、第二十九条の二第九項、第十一項（第九項に係る部分に限る。）及び第十三項、第二十九条の三第八項、第十項（第八項に係る部分に限る。）及び第十二項、第三十七条の十一の三第十二項、第十四項（第十二項に係る部分に限る。）及び第十六項並びに第四十一条の二第二十五項、第二十七項（第二十五項に係る部分に限る。）及び第二十九項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される

新租税特別措置法第九条の四の二第四項、第二十九条の二第九項、第二十九条の三第八項、第三十七条の十一の三第十二項又は第四十一条の二第二十五項に規定する物件について適用する。

3 新租税特別措置法第九条の四の二第七項、第二十九条の二第十二項、第二十九条の三第十一項、第三十七条の十一の三第十五項及び第四十一条の二第二十八項の

規定は、平成二十四年一月一日以後にこれらの規定に規定する調査又は報告書を提出する義務がある者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（経過措置調査に係るものを除く。）について適用する。

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四十七条 個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第十条の二の二第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「次条第三項」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第十九条の規定による改正後の租税特別措置法第十条の二の二第三項」と、同条第十二項中「租税特別措置法第十条の二の二第三項」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第四十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第十条の二の二第三項」とする。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四十八条 前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十条の二の規定の適用については、同条第三項中「の百分の二十に相当する金額」とあるのは「の百分の二十に相当する金額（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第四十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第十条の二の二第三項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は旧効力措置法第十条の二の二第三項若しくは第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税額から控除される金額がある場合には、これらの金額」とする。

（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四十九条 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十条の四第一項に規定する事業基盤強化設備等については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第十条の四第六項に規定する個人の平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第五十条 附則第四十七条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第四十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第十条の二の二三項又は第四項の規定を含む。以下この条において同じ。）
当該各号に定める金額を	当該各号に定める金額（旧効力措置法第十条の二の二三項又は第四項の規定にあつては、それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち	